

然し、本報の取材に留意せしめ、誠實に運賃の上昇を要求するに當るもの、
 運賃の上昇に對し、其の補償を要求するに當るものがある。
 一、景況の悪化に對する補償を要求するに當るものがある。
 二、船中の生活に對する補償を要求するに當るものがある。
 三、船中の生活に對する補償を要求するに當るものがある。
 四、船中の生活に對する補償を要求するに當るものがある。
 五、船中の生活に對する補償を要求するに當るものがある。
 六、船中の生活に對する補償を要求するに當るものがある。
 七、船中の生活に對する補償を要求するに當るものがある。
 八、船中の生活に對する補償を要求するに當るものがある。

財團協議會福岡出張所

財團協議會福岡出張所

其の運賃たるや荷主亦は大手筋海運業者より得るところであ
 つて、解屋たる運送業者自身運賃負擔者に非らずして寧ろ解
 屋は船主船頭と同じく運賃の値上りを希望する立場にあるこ
 とで且つ運賃に對する三者間の分配率には聊かも觸れなかつ
 たことである。

七、要求事項

解船船頭組合幹部は寄々に協議の上十二月七日次の事項を關
 門船船運送業組合長に對し要求せり。

- 1、諸物價騰貴生活困難を理由に大正十五年十一月協定運賃
 に値上（現在の協定率より約一割七分の値上）すること
- 2、運賃支拂を定期的且つ確實に實行すること

八、爭議の經過

右要求に對して運送業組合は直ちに協議の結果、明年一月の